部長及び参事官
殿
所　属　長

県民発第92号
（会計、人対）
令和７年３月26日
５年保存（口訓）
本　部　長

犯罪被害者等の緊急避難場所使用料公費負担制度の実施について
（通達乙）

見出し制度については、「被害直後における犯罪被害者等の緊急避難場所使用料公費負担制度の実施について（通達乙）」（令和５年３月24日県民発第64号。以下「旧通達乙」という。）に基づき運用しているところであるが、機構改革に伴い、令和７年４月１日から下記のとおり実施することとしたので、関係職員に周知徹底の上、引き続き本制度の適正な運用に努められたい。

なお、本通達乙の実施をもって旧通達乙は廃止する。

記

第１　目的

犯罪被害者等の緊急避難場所として使用する宿泊施設の使用料（室料）を公費負担する（以下「緊急避難措置」という。）ことにより、犯罪被害者等の安全の確保や二次的被害の防止・軽減を図るとともに、被害の未然防止、拡大防止及び捜査活動への協力を確保しようとするもの。

第２　公費負担の内容

１　公費負担の対象

公費負担の対象者（以下「対象者」という。）は、次のいずれかに該当し、かつ、自ら居住場所（公的施設のほか、ホテル等の施設及び親類、知人宅等を含む。）を確保することが困難であると認められる犯罪被害者等とする。ただし、捜査上の必要から自宅の使用を禁止された犯罪被害者等の協力を確保するため、ホテルの部屋等の借上げについて捜査費を執行する場合を除く。

(1)　自宅において犯罪が行われた場合で、当該犯罪行為に起因する自宅の破壊・汚損等により、自宅に居住することが困難な状況にあるとき。

(2)　自宅において犯罪が行われた場合で、犯罪被害者等に精神的な二次的被害（自宅に居ることが不安、精神的苦痛となる等）を与えるおそれがあって帰宅が不可能又は帰宅させることが適切でないとき。

(3)　加害者による再被害、関係者による報復等の加害行為を受けるおそれがあるとき。

(4)　社会的反響が大きい事件で、犯罪被害者等の平穏な生活が阻害されるな

ど、精神的な二次的被害を与えるおそれがあるとき。

(5)　ストーカー事案や配偶者からの暴力事案を始めとする恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案の犯罪被害者等のうち、事案の危険性・切迫性が高く、被害の未然防止又は拡大防止を図るために避難を要すると認められるとき。

(6)　その他被害者支援を実施する上で所属長が必要と認めたとき。

2　公費負担の対象外

対象者が次のいずれかに該当する場合には、公費負担は行わない。ただし、事案の態様等を勘案して所属長が必要と認めた場合は、公費負担することができるものとする。

(1)　集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれのある組織に属していたとき。

(2)　公費負担を希望しないとき。

(3)　その他公費負担することが社会通念上適切でないと認められるとき。

3　公費負担の範囲

(1)　公費で負担する費用は、ホテル等宿泊施設の使用料（サービス料及び消費税を含む。）の実費のみとし、朝食等の飲食代金及び通信費は含まない。

施設使用料以外の料金が発生した場合は、対象者が支払うこととする。

(2)　公費負担を行う期間は、原則３泊以内とする。ただし、特段の事情が認められる場合は、所属長と県民支援相談課長が協議の上、必要に応じて期間を延長することができるものとする。

第３　公費負担の手続

1　公費負担の必要性を認めた場合は、対象者に対して本制度の内容を十分説明し、意向を確認すること。

2　本制度を実施する場合には、宿泊施設の担当者に対して、別添の使用料に関する依頼書を交付し、制度の趣旨を十分説明すること。

3　支出は、各所属において別記第１号様式の経費支出伺及び別記第２号様式の請求書に基づく支出手続により、宿泊施設の指定する口座に支払うこと。

4　所属長は、緊急避難措置を行った場合には、速やかに、別記第３号様式の緊急避難措置実施報告書により県民支援相談課を経由して報告すること。

第４　運用上の留意事項

本制度は、犯罪被害者等のための施策であることを十分に認識するとともに、その運用に当たっては、犯罪被害の状況等をよく吟味し、次の事項に留意して、適正な運用に努めること。

1　本制度は、犯罪被害者等が自らの避難場所を確保することができない場合

の措置であることから、公的施設及び親類、知人等の宿泊場所を避難場所として確保することが可能な場合は、これらの避難場所の利用を優先させること。

2　公的施設での保護が可能な事案（児童虐待、配偶者からの暴力事案等）であっても、夜間や遠隔地であるなどの事情により緊急の対応が困難とされた場合は、本制度による緊急避難措置を実施した後、児童相談所、女性相談支援センター等へ確実に引き継ぐこと。

3　緊急避難措置を実施する際には、対象者の意向を十分に確認し、そのニーズに応じた適切な施設を使用すること。

4　宿泊施設の担当者に対し、本制度を説明するに当たっては、対象者のプライバシーの保護等について、理解と協力を求めること。

5　本制度の趣旨に鑑み、対象者の氏名、緊急避難措置に使用する施設の名称、場所等、緊急避難措置に関係する事項について保秘を徹底すること。

6　公費負担の対象、期間等に制限を設けていることから、対象者に誤解を与えることのないよう、言動に十分配慮すること。

第５　その他

1　公費負担の運用に関して、その目的、手続等について、研修会等の機会を捉え、繰り返し教養を行うこと。

2　本制度の運用に当たっては、県民支援相談課又は人身安全・少年課と連携して実施すること。

（別記様式・別添依頼書省略）